

令和4年8月3日からの大雨による災害に伴う織機健保の対応についてお知らせ

豊田自動織機健康保険組合

今回の令和4年8月3日からの大雨による災害により被災された方には心よりお見舞い申し上げます。被災された方の医療機関の受診、保険料の支払い等につき、以下のとおり対応しますのでお知らせいたします。

1.適用対象となる方

次の(1)および(2)のいずれにも該当する方

- (1) 令和4年8月3日からの大雨による災害による災害救助法の適用市町村
(別紙1参照)にお住まいの方 (一時居住の方も含む)
- (2) 今回の大雨で被災された方、または緊急避難された方

2.対応

1) 医療機関での受診

(1)現金等の持ち合わせがない場合

- ① 医療機関にその旨を伝えて受診や調剤をしてもらってください
- ② 当日の窓口負担額(自己負担額)はゼロとなりますが、この分については後日、健保組合から直接、被保険者へ請求させていただく予定です

(2)保険証を紛失した場合

- ① 織機健保の組合員である旨と、氏名、生年月日、連絡先(電話番号等)、被保険者の勤務する事業所(会社名)を医療機関に伝えてください。
また身分証明に類するものがあれば提示してください
- ② 並行して、健保組合へ保険証の再発行申請をしてください

2) 保険給付費の申請

給付費等の申請は特に変更はありませんので、通常と同様に行ってください

3) 任意継続保険料の納付

被災した任意継続被保険者の方が保険料納入の期限に納付できない場合は、その旨を健保組合へ申請してください

3.その他

被災時の健康保険に関する判断は健保組合に委ねられている部分が多いため、**不明点等がある場合は健保組合へ相談**してください。

【問合せ先】

豊田自動織機健康保険組合 医療保険グループ
電話番号 : 0566-21-7784

災害救助法発令から一定の期間に限り、医療機関・薬局にて必要と判断した場合は、患者からの口頭での同意をもって薬剤情報、特定健診情報等、マイナンバーカードを用いること無く確認できる場合があります。詳しくはご自身が受診される医療機関・薬局へ確認ください。

以上

別紙1

適用市町村：【山形県】米沢市、寒河江市、長井市、南陽市、他6町
【新潟県】村上市、胎内市、他1村
(令和4年8月4日付け内閣府通知)
内閣府続報により適用市町村が追加される場合があります

8月4日7時30分公表

令和4年8月4日
内閣府(防災担当)



令和4年8月3日
からの大雨による災害にかかる
災害救助法の適用について【第2報】

1. 災害の概要

令和4年8月3日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、山形県及び新潟県は13市町村に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【山形県】 米沢市 (よねざわし) 寒河江市 (さがえし) 長井市 (ながいし) 南陽市 (なんようし) 西村山郡大江町 (にしむらやまぐんおおえまち) 東置賜郡高畠町 (ひがしおきたまぐんたかはたまち) 東置賜郡川西町 (ひがしおきたまぐんかわにしまち) 西置賜郡小国町 (にしおきたまぐんおぐにまち) 西置賜郡白鷹町 (にしおきたまぐんしらたかまち) 西置賜郡飯豊町 (にしおきたまぐんいいでまち)	8月3日	8月3日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<u>【新潟県】</u> <u>村上市</u> <small>(むらかみし)</small> <u>胎内市</u> <small>(たいないし)</small> <u>岩船郡関川村</u> <small>(いわふねぐんせきかわむら)</small>	8月3日	<u>8月3日から大雨により、多数の者が</u> <u>生命又は身体に危害を受け、又は受けるお</u> <u>それが生じており、継続的に救助を必要と</u> <u>している。</u>	<u>災害救助法施行</u> <u>令第1条第1項</u> <u>第4号適用</u>

2. これまでにとられた措置
 ・避難所の設置 等

本件問合せ先
 内閣府政策統括官（防災担当）付
 参事官（被災者生活再建担当）付
 阿部、安東、齋藤、高橋、富田、佐々木
 TEL 03-5253-2111（内線51276）
 03-3503-9394（直通）